

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、「世にない新しいものを提案し、世に新しい風を吹き込み、豊かな社会作りに貢献する」との当社グループ共通の経営理念等に基づき、「企業価値の最大化」の観点から、株主を含む全てのステークホルダーに対し当社グループの経営の透明性を高め、適切かつ効率的な経営を行うことで、ステークホルダーの皆様と適切に協働し、持続的に成長することにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上を目指すことをコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とし、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役会と監査等委員会を基本とし、取締役会の諮問機関として、任意の指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置するとともに、執行役員制度を導入しております。当社は、当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化と経営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図り、取締役会による経営監督機能の向上および監査等委員会の機能強化による監査・監督機能の向上に努めることでコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社は、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営指針を定めるTHKグループ コーポレートガバナンス・ガイドラインを定めこれを開示します。

・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン : <http://www.thk.com/jp/POLICYandRULE>

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【補充原則 4-1-3】最高経営責任者等の後継者の計画

当社の取締役会は、最高経営責任者等の後継者については、当社の経営理念や経営戦略等を踏まえ、最高経営責任者等の後継者として社内外含め幅広く情報を収集し、人材登用を行うという観点から、最高経営責任者等の後継者計画や育成の状況について、従前から確認しています。今後は更に見直しを図り監督を行っていく予定です。

#### 【補充原則 4-3-2】最高経営責任者の選任手続

当社は、最高経営責任者の選任について、具体的な手続の基準は設けておりませんが、原則それまでの経験・実績等から当社の経営を任せに相応しい人物を、社外取締役が半数を占める任意の指名諮問委員会で審議を行い、取締役会で選任します。

#### 【補充原則 4-3-3】最高経営責任者の解任手続

当社は、最高経営責任者の解任に関する具体的な手続は確立しておりませんが、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合、また、当社の経営を任せに相応しくないと判断した場合は、取締役会で十分に審議を行います。

#### 【補充原則 4-10-1】任意の諮問委員会

当社は、さらなる透明性・公正性を確保するため、経営陣の人事の指名案作成及び経営陣の報酬案作成については、社外取締役が半数を占める任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、運用しております。各諮問委員会における独立社外取締役は過半数に達していませんが、取締役候補の指名・報酬の検討に、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ているものと考えております。

#### 【原則 4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、当社の中長期的な成長の実現に向けた経営戦略を踏まえ、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス、専門性、多様性および規模、人員を踏まえた構成とし、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行っております。現時点におきましては、女性の取締役は選任していませんが、取締役会における独立社外取締役の人数比率が3分の1以上となっていることから、独立性を確保できる体制であると考えております。

引き続き多様な取締役を選任できるよう努めてまいります。

#### 【補充原則 4-11-3】取締役会の実効性に関する分析・評価

2017年度は取締役会の実効性に関する分析・評価を行っておりませんが、2016年度に行った評価結果に基づき、実効性の確保、機能向上を推進しております。なお、2018年度は更なる実効性の確保、機能向上を図るため分析・評価を行う予定です。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1-4】政策保有株式に関する方針等

当社は、政策保有株式に関する方針、基準等について次のとおり定めます。

##### (1) 政策保有に関する方針

当社は、取締役会において、取引等の事業活動の円滑化または強化を図ることを目的として、保有によって当社グループが直接得られる利益及び取引関係の維持・発展などにより得られる利益と、投資額や関係部署の見解等を総合的に勘案し、有益と判断した場合に政策保有株式として当社の取引先の株式を保有します。

なお、当社は当社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、経緯を確認し特段の事由がない限りこれを妨げません。

##### (2) 主要な政策保有についての検証等

当社は、取締役会において、毎年定期的に、主要な政策保有株式についてそのリターンとリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、検証結果を反映した保有のねらい・合理性について開示します。

なお、政策保有株主の間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引は原則行いません。

##### (3) 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権の行使について、その議案内容から、当社の事業活動において有益なものであるかどうかを判断し、当社の株主価値を毀損するおそれのある議案については肯定的な判断を行いません。

・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第2章-4

#### 【原則1-7】関連当事者間の取引

当社の取締役会は、当社の役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）については、取引の規模および重要性に応じて取締役会の決議ないし報告事項として定め、これにより決議ないし報告事項とされた取引につき、社内規定に従った担当部署において十分検討して稟議・決裁を経ていくことを確認するとともに、当該検討の結果、問題点がある場合には十分に審議した上で意思決定を行います。

また、当該意思決定に基づき当該取引が適切に行われているかどうかについて内部監査室が定期的に事後的な監査を行い、当該監査結果を取締役に報告することにより取締役会が監視できる体制を確保するとともに、監査等委員会が当該監査結果等を常時閲覧して監督できる体制を確保します。

・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第2章-6

#### 【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、確定給付企業年金制度の適正な運営を図るため、また受益者の利益向上と利益相反の適切な管理のため従業員の代表を委員に含めた年金資産運用委員会を設置し、運営します。

具体的には、年金資産の運用に関する基本方針を定めるとともに、将来にわたって年金給付を確実に行うため、リスク・リターンを勘案した年金資産構成割合を策定します。

年金資産の運用状況については、定期的にモニタリングし、年金資産運用委員会において年金資産構成割合の見直しを行います。

人事面においては、企業年金担当者を外部セミナー等に派遣し、人材育成に努めます。

・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第3章-5

#### 【原則3-1】情報開示の充実

##### (1) 経営理念、経営戦略等

当社は、当社グループ共通の経営理念、基本方針、行動憲章、環境基本方針等を定めこれを開示します。

・経営理念、基本方針、行動憲章等：<http://www.thk.com/jp/POLICYandRULE>

・経営戦略等（アニュアルレポート）：<http://www.thk.com/jp/AnnualReport>

・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第1章-2 第3章-1

##### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、当社グループ共通のコーポレートガバナンスガイドライン等を定めこれを開示します。

・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第1章-1

・本報告書1-1基本的な考え方

##### (3) 取締役等の経営陣の報酬

当社の役員の報酬等の額の決定に関する手続きは、取締役の報酬については、取締役会の諮問を受け、社外取締役が半数を占める任意の報酬諮問委員会にて検討・審議し、最終的に取締役会にて十分に審議した上で決定します。その他執行役員等の経営陣の報酬については、取締役社長、役付取締役において、その実績等を踏まえた評価を行い、取締役会にて十分に審議した上で決定します。

当社の取締役の報酬等については、有価証券報告書にて開示します。

役員の報酬等の額の決定に関する方針は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を月額100百万円以内に、役職、貢献度合いに応じて安定的に支給する確定金額報酬と、支給対象たる事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の額に3%を乗じた額に、当該事業年度を含む直近4事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額の平均額に3%を乗じた額を加算した額を上限とする業績運動型報酬により構成します。

当社は、経営陣の報酬案作成について、さらなる透明性・公正性を確保するため、社外取締役が半数を占める任意の報酬諮問委員会を設置し報酬諮問委員会を2016年6月18日に設置しております。

当社は、今後、経営陣において健全な企業家精神の発揮にさらに資するようなインセンティブの一つとして機能する報酬制度の導入について検討しており、当社グループの経営状況および当社グループを取り巻く経営環境等を踏まえた上で判断する予定でございます。

・有価証券報告書：<http://www.thk.com/jp/SecuritiesReport>

・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第4章-5

##### (4) 取締役・監査役等の経営陣の選任

当社の取締役等の経営陣の指名の方針、手続は以下のとおりです。

###### ・取締役候補者の指名等の手続

当社の取締役会は、取締役候補者の指名については、取締役会の諮問を受け、社外取締役が半数を占める任意の指名諮問委員会にて検討・審議します。任意の指名諮問委員会の策定案に基づき、監査等委員である取締役候補者の指名については、監査等委員会の同意を得た上で、最終的に取締役会にて十分に審議した上で決定します。その他執行役員等の経営陣の選任については、取締役社長、役付取締役において、その実績等を踏まえた評価を行い、取締役会にて十分に審議した上で決定します。

###### ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名については、大所高所から経営を判断することのできる人材を基本とし、人格、識見、能力、期待貢献等を総合的に検討した上で候補者の経験・実績等について評価を行い、必要に応じて専門家の見解も踏まえ、取締役に相応しいと判断する人物を指名します。

###### ・監査等委員である取締役候補者の指名

監査等委員である取締役候補者の指名については、監査等委員会の同意を得た上で、金融・法律・財務・会計・経理等の知見、専門性を有する人材を基本とし、人格、識見、能力、期待貢献等を総合的に検討した上で候補者の経験・実績等について評価を行い、必要に応じて専門家の見解も踏まえ、監査等委員である取締役に相応しいと判断する人物を指名します。また、財務・会計に関する適切な知見を有する者が1名以上選任されるようになります。

###### ・執行役員の選任

執行役員の選任については、その所管する業務に精通している人材を基本とし、人格、識見、能力、期待貢献等を総合的に検討した上で候補者の経験・実績等について評価を行い、必要に応じて専門家の見解も踏まえ、執行役員に相応しいと判断する人物を選任します。

###### ・取締役等の経営陣の解任

取締役等の経営陣の解任については、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合または当社が定めた取締役等の経営陣の指名の方針に相応しくない場合に取締役会にて十分に審議した上で決定します。

・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第4章-3

##### (5) 候補者の略歴等の開示

取締役の略歴は有価証券報告書、株主総会招集ご通知にて記載するとともに、その指名の理由は株主総会招集ご通知に記載します。

・株主総会招集ご通知 <http://www.thk.com/jp/GeneralShareholdersMeeting>

#### 【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任

当社は、取締役会規則を定め、次の内容を取締役会で決定すべき主な事項としております。

- ・法令に定められた事項
- ・定款に定められた事項および重要な業務に関する事項
- ・株主総会の決議により委嘱された事項
- ・重要な規則・規程の制定および改廃
- ・その他取締役社長または取締役会が必要と認めた事項

当社の取締役会は、上記取締役会規則において定めた事項以外について、取締役会で決定すべき主な事項としてコーポレートガバナンス・ガイドラインにて明記しております。

- ・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第4章-2-(2)

#### 【原則4-8】独立社外取締役、独立社外監査役

当社は、証券取引所の基準を満たす独立社外取締役を2名以上選任します。

加えて、当社は当社の経営状況や経営環境等をふまえ十分な人数の独立社外取締役を選任します。

- ・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第4章-9

#### 【原則4-9】独立性の判断基準

当社は、東京証券取引所の定める、独立役員としての独立性の判断基準等を踏まえた上で、その独立性の判断基準を定め開示します。

- ・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第4章-10
- ・独立性判断基準： <http://www.thk.com/jp/POLICYandRULE>
- ・本報告書2-1その他独立役員に関する事項

#### 【補充原則4-11-1】取締役会の構成

当社の取締役会は、当社の中長期的な成長の実現に向けた経営戦略を踏まえ、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス、専門性、多様性および規模、人員を踏まえた構成とし、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行います。

取締役の選任に関する方針・手続は原則3-1(4)にて記載しています。

- ・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第4章-2-(3)、第4章-3

#### 【補充原則4-11-2】取締役、監査役の兼職状況

当社は、招集通知・有価証券報告書等にて取締役の兼職状況等を適切に開示します。また、当社は、社外取締役をはじめ、取締役の兼職状況をふまえ、当社での役割・責務を果たせることを候補者に確認の上、選任します。

- ・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第4章-11

#### 【補充原則4-14-2】取締役、監査役に対するトレーニングの方針

当社は、当社の持続的な成長のため、取締役について、当社グループの国内外の事業所や現地法人の視察、および各種セミナー等への出席などトレーニングの機会を提供します。また、取締役の意向も踏まえ、必要なトレーニングについては適宜検討して実施します。

- ・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第4章-6

#### 【原則5-1】株主との対話

当社は、投資家との対話を担当するIR部門を設置し、IRを統括する取締役を定めます。

また、当社は、株主判明調査等を実施し、実質的な株主構造の把握に努めるとともに、国内外の機関投資家との面談などを通じて対話の促進を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努めます。面談の申し込みに対しては、当社株式の保有状況に関らず、原則としてIR部門にて可能な限り対応し、必要に応じて経営陣が面談いたします。また、対話において把握された株主の意見・懸念については、経営陣に報告されます。

当社のIR部門は、経営企画、財務経理等の経営部門と連携し、情報の共有を図ります。

当社は、決算説明会、投資家向け説明会等を開催し、当社の経営方針、経営戦略等について株主の理解を得られるよう分かりやすい形で説明を行うよう適切な対応に努めます。

- ・THKグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン 第5章-1

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,923,700	11.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,460,400	7.06
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,314,324	3.22
寺町 彰博	3,498,010	2.61
エフティシー株式会社	2,774,000	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,399,900	1.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,036,641	1.52
OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	2,000,000	1.49
GOVERNMENT OF NORWAY	1,992,200	1.48
J.P.Morgan Securities plc	1,949,000	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は平成30年6月30日現在の状況です。なお、上記のほか、当社は自己株式を7,285,214株保有しております。
2. 平成30年5月9日付で株式会社みずほ銀行より変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日平成30年4月30日)、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
3. 平成30年2月6日付で三井住友信託銀行より変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日平成30年1月31日)、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
4. 平成29年6月19日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日平成29年6月12日)、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
5. 平成29年2月6日付でブラックロック・ジャパン株式会社より変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日平成29年1月31日)、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
甲斐荘 正晃	他の会社の出身者													
日置 政克	他の会社の出身者								△					
大村 富俊	公認会計士													
上田 良樹	他の会社の出身者								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
甲斐荘 正晃		○	—	甲斐荘正晃氏は、経営学に精通した大学教授ならびに経営コンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開、新規分野への展開およびビジネススタイルの変革を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性および妥当性を確保するために適切な助言を行っており、独立性を有する社外取締役として適任であります。 なお、同氏は1976年4月から1996年4月まで、現在当社の借入先である株式会社三井住友銀行の前身である株式会社三井銀行に在籍しておりましたが、一貫してシステム関連部門に属しており、かつ当社は当時株式会社三井銀行との取引関係はなかったため、独立性を有

				する社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、独立性を有する社外取締役として適任であります。また、同氏は、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。
日置 政克	○	○	日置政克氏は、株式会社小松製作所の出身者であります。当社と株式会社小松製作所間に当社製品の販売等の取引関係がありますが、2017年度におけるその取引額の割合は当社および同社の売上高の1%未満であります。	日置政克氏は、グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門の責任者として培われた豊富な経験と実績を有しており、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開、新規分野への展開およびビジネススタイルの変革を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性および妥当性を確保するために適切な助言を行っており、独立性を有する社外取締役として適任であります。また、同氏は、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。
大村 富俊	○	○	——	大村富俊氏は、長年にわたる公認会計士として培われた企業会計に関する知識を有しており、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開、新規分野への展開およびビジネススタイルの変革を図るにあたり、会計に関する専門家として、豊富な経験と実績および見識に基づき、当社の経営の客観性、中立性および適法性を確保するために適切な助言を行っており、独立性を有する社外取締役として適任であります。また、同氏は、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。
上田 良樹	○	○	上田良樹氏は、新東工業株式会社の社外取締役および株式会社牧野プライス製作所の顧問であります。当社と新東工業株式会社との間に同社製品の購入等の取引関係がありますが、2017年度におけるその取引額の割合は当社および同社の売上高の1%未満であります。また、当社と株式会社牧野プライス製作所との間に当社製品の販売等の取引関係がありますが、2017年度におけるその取引額の割合は当社および同社の売上高の1%未満であります。	上田良樹氏は、グローバル企業における機械関連事業の分野に長年従事した経験を有しており、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開、新規分野への展開およびビジネススタイルの変革を図るにあたり、会社経営における豊富な経験と実績および見識に基づき、当社の経営の客観性、中立性および適法性を確保するために適切な助言を行っており、独立性を有する社外取締役として適任であります。また、同氏は、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、当社の監査等委員会をサポートする監査等委員会事務局を設置し、専任のスタッフを配置しております。監査等委員会事務局は収集した監査関連情報を速やかに、かつきめ細かく監査等委員会に報告し、監査等委員である取締役の情報共有の充実を図るとともに、監査等委員会の指示に従い、内部監査室および内部統制の整備・運用を図るリスク管理室に指示伝達を行うなど各部署との調整を行います。監査等委員である社外取締役は、その知識と経験に基づき独立した立場から発言を行い、監査の実効性を高めます。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員である取締役および監査等委員会は、外部会計監査人、内部監査室および内部統制の整備・運用を図るリスク管理室との定期的な連絡会を実施することにより、適切に情報収集を行うとともに、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力を強化できる体制を確保します。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

### 補足説明

当社は、当社の取締役候補者の選任・解任等および取締役の報酬等に関する取締役会の諮問機関として任意の指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置いたしました。

任意の指名諮問委員会は、取締役候補者の選任、解任等について取締役会の諮問機関として審議を行います。また、構成する取締役は、取締役会決議により定める3名以上とし、半数は社外取締役としております。

任意の報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に関する取締役会の諮問機関として審議を行います。また、構成する取締役は、取締役会決議により定める3名以上とし、半数は社外取締役としております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

### その他独立役員に関する事項

当社は、当社における社外取締役の独立性判断基準を以下のとおり定めます。当社において、以下の項目に該当する者は、独立性は有しないものと判断します。

- 当社グループの現在の業務執行者ではなく、かつその就任の前10年間に於いて(ただし、その就任の前10年以内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者)に於いては、それらの役職への就任の前10年間に於いて)当社の業務執行者であった者
- 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家または弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者)
- 過去1年間に於いて、上記2. から4. のいずれかに該当していた者
- 以下に掲げる者(重要でない者を除く)の配偶者または二親等内の親族
  - 上記2. から5. に該当する者
  - 当社グループの業務執行者
  - 過去1年間に於いて、上記(b)に該当していた者
- 当社の現在の総議決権の10%以上の株式を保有する株主(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者)

#### ※業務執行者

会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人を含みます。非業務執行取締役、監査役は含みません。

#### ※当社の主要性、重要性の考え方

当社の意思決定に対して重要な影響を与えたとともに、株主を含むステークホルダーに対して重要な影響を与えうると考えられる者、法人等の団体、およびその業務執行者をいいます。

具体的には、当社の売上高の相当部分を占めている取引先や、当社グループの経営陣(取締役、執行役員等)をいいます。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に業績連動型報酬制度を導入しております。

業績と明確に連動する業績連動型報酬制度は、支給対象たる事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の額に3%を乗じた額に、さらに中期的な取組みと成果を勘案し、当該事業年度を含む直近4事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額の平均額に3%を乗じた

額を加算した額を上限とします。ただし、社外取締役への支給はしないものとしております。

これにより、単年度と中期的な業績が取締役の報酬額と連動することで、株主利益との共有化が図れ、取締役の業績向上への意欲士気を高めることを目的としております。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。

定款又は株主総会決議に基づく報酬

取締役(監査等委員を除く)10名 448百万円(うち社外取締役2名 14百万円)、取締役(監査等委員)3名 36百万円(うち社外取締役3名 36百万円)、監査役4名 15百万円(うち社外監査役2名 5百万円)

・上記には、第47期(平成29年3月期)における業績連動型報酬の支給予定額100百万円(社外取締役を除く取締役(監査等委員を除く)100百万円)が含まれております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役会は、取締役、執行役員等の経営陣の報酬については、代表取締役、役付取締役において、その経営陣の実績等を踏まえた評価を行い、十分に審議した上で決定します。

当社の取締役の報酬等については、有価証券報告書にて開示します。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額を役職・役割に応じて安定的に支給する確定金額報酬と、支給対象たる事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の額に3%を乗じた額に、中期的な取組みと成果を勘案し、当該事業年度を含む直近4事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額の平均額に3%を乗じた額を加算した額を上限とする業績連動型報酬により構成しており、その内容は以下のとおりです。

なお、業績連動型報酬については業績の貢献度合いに応じてその額を決定しております。

(1)確定金額報酬(総額)

月額100百万円以内(うち社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)月額10百万円以内)

(2)業績連動型報酬(総額)

支給対象たる事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の額に3%を乗じた額、さらに中期的な取組みと成果を勘案し、当該事業年度を含む直近4事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額の平均額に3%を乗じた額を加算した額を上限とします。ただし、社外取締役への支給はしないものとしております。

当社は、具体的な取締役の報酬額については、取締役会の諮問機関である任意の報酬諮問委員会にて報酬案を作成し、その内容を取締役会に提案し、取締役会にて決議しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、月額10百万円以内としております。監査等委員である取締役の報酬額等は監査等委員である取締役の協議により決定されます。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、社長室、経営戦略統括本部が情報提供等を行うなどサポート業務を努めております。

また、監査等委員を含む監査等委員会については、監査等委員会事務局を設置し、専任スタッフがサポート業務を行うことで、監査等に関する必要な情報提供を受けられる体制を確保しております。

なお、社外取締役は、各部門からの報告内容を把握するため、取締役会以外についても、グローバル経営戦略会議等の重要な会議に出席しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役会と監査等委員会を基本とし、取締役会の諮問機関として、任意の指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置するとともに、執行役員制度を導入しております。

### 1. 取締役会

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名(うち社外取締役1名)、および監査等委員である社外取締役3名にて取締役会を構成しており、当社及び当社グループに関する経営全般の重要事項の意思決定及び取締役、執行役員等の職務執行について監督を行います。

また、当社は、東京証券取引所及び当社の定める独立性判断基準に従った独立性を有し、かつ、企業会計及び経営全般に関する専門的な知見・資格等を有する社外取締役を4名とし、これらの社外取締役が取締役会において議決権を行使することなどを通じて、当社経営の中立性、適法性、妥当性をさらに高め、経営の監督機能の向上を図っております。

### 2. 監査等委員会

当社は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)にて監査等委員会を構成しております。監査等委員会は、内部統制システムを利用し、取締役及び執行役員等の職務執行の状況について監査、監督を実施します。また、監査等委員会は、会計監査人、内部監査室及びリスク管理室と連携することで、監査の実効性を高めています。加えて、当社は、監査等委員及び監査等委員会をサポートする監査等委員会事務局を設置しており、専任スタッフ3名にて構成しております。監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に従い、内部監査室及び内部統制の整備・



運用を図るリスク管理室に指示伝達を行うなど各部署との調整を行います。

### 3. 任意の指名諮問委員会、報酬諮問委員会

当社は、平成28年6月18日より任意の指名諮問委員会、任意の報酬諮問委員会を導入しております。これらの各委員会については、各委員会規程において半数以上を社外取締役とする旨を定めており、取締役4名（取締役社長1名、役付取締役1名、社外取締役2名）にて構成しております。各委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役候補者案、取締役の報酬案について検討、審議し、その内容を取締役に提案します。取締役会では、その内容をもとに審議を行い、決議します。

### 4. その他の機関

当社は、平成26年6月21日より執行役員制度を導入することにより、取締役会による経営監督機能の向上を図り、業務執行に関する役割と責任を明確化するとともに、意思決定、業務執行の迅速化を図っております。取締役及び執行役員が出席する執行役員会、さらに執行役員会のメンバーに加え各事業部門、関係会社の責任者が出席するグローバル経営戦略会議を実施し、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員等の経営陣が連携を行うことにより、グループ全体としての情報共有化を図り、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上を図っております。

その他、当社のコンプライアンス体制の確立、浸透、定着という目的を達成するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築を図っております。

なお、当社は、執行役員の業務執行に対する責任を明確化するために執行役員の任期を1年としております。

### 5. 会計監査人

当社の会計監査人は、太陽有限責任監査法人を選任しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、田尻慶太氏、和田磨紀郎氏の2名であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他13名であります。

### 6. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第425条第1項の最低責任限度額と1,000万円のいずれか高い額を限度としております。なお、責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がなかったときに限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月18日の第46期定時株主総会後、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。併せて取締役会の諮問機関として、任意の指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置いたしました。また、平成26年6月21日より執行役員制度を導入しております。

当社は、取締役会による監督に関与するとともに、違法性監査・妥当性監査の双方の観点からの監査等を担う監査等委員会の構成員である取締役が取締役会において議決権を行使することとなる監査等委員会設置会社へ移行するとともに、任意の指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置することで、当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化と経営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図り、取締役会による経営監督機能の向上および監査等委員会の機能強化による監査・監督機能の向上を図ることができる現在のコーポレートガバナンス体制が当社にとって適切であると考えております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	機関投資家や海外投資家等、実際に招集通知が手元にきてから、議決権を行使するまでの期間が短い株主に対し、行使するまでの時間が少しでも多くとれるようにするため、約3週間前の発送を行うとともに、招集通知の発送前での早期開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1名でも多くの株主の方にご出席していただきたいとの趣旨のもと、株主総会の集中する日を避け、比較的出席しやすいと思われる土曜日に株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行のサイトを經由して、電磁的方法(インターネット)による議決権の行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、自社ホームページや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期、期末の決算発表翌日に決算説明会を開催しております。その他、必要に応じてアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身が少なくとも年に1回は海外の機関投資家を訪問し、説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	日本語ページと日本語と同等の内容の英語ページを設け、外部に公表しているIRツール(決算短信、決算説明会での配布資料、決算説明会の動画、アニュアルレポート等)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR課を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はTHKグループの基本方針を制定し、社内全ての規程、行動規範に優先するものと位置付けております。そのTHK基本方針において、当社は全てのステークホルダーに対し適正かつ公平な情報開示を行うことを宣言しております。 また、当社は、THKグループコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、ステークホルダーとの間でより良い関係を築き、適切に協働するため、上記基本方針等が当社の国内外の事業活動に広く浸透し、遵守されるように対応することを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境負荷の継続的な低減と自然環境の維持・改善を図るため、THKグループ環境基本方針を制定し、環境に配慮した経営を推進しており、代表取締役社長等が委員となる環境委員会を設置し、当社グループのエネルギー使用の効率化、合理化を進める体制を整備しております。 環境保全活動として、当社製品からの有害物質の排除および温暖化ガスの削減を基軸に据えた環境負荷低減の取り組みを図っております。また、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。これらのCSR活動についてはCSRレポートを作成し公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、THKグループコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、法令等に基づく財務情報および非財務情報について適切に開示することはもとより、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む、開示義務を負う情報以外にもステークホルダーにとって有用であると当社が判断した情報については、適宜当社ホームページへの掲載、英訳化等を行い、ステークホルダーへの情報開示、情報提供の充実に努める事を定めています。

## その他

当社は、THKグループコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、当社の多様性を確保し、グローバル化を推進し、当社グループの持続的な成長を確保するため、国籍、年齢、性別、障害の有無等に関わらない多様な人材の採用、登用に努め、当社グループの人材が広く活躍できるような職場環境、社内制度の整備を進めます。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、業務を適正に確保するための体制を以下のとおり整備しております。

1. 当社グループにおける取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
当社は、当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「THKの基本方針」、「THKグループ行動憲章」を制定し、周知する。代表取締役社長は繰り返しその精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。法令遵守と企業倫理をあらゆる企業活動の基本とするため、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置する。コンプライアンス委員会の下部組織として、各業務部門の代表をメンバーとするコンプライアンス部会を設置する。コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会は、社外取締役および社外の専門家をオブザーバーに加え、当社グループの横断的なコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備及び問題点の把握と改善指示を行う。法令上疑義のある行為等について、国内グループ会社の役職員が、顕名又は匿名で、社内の担当部署及び社外の専門家にも直接情報提供を行うことができる手段として、「THKグループヘルプライン」を設置、運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項  
当社は、「文書管理規程」、「機密管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。当社の取締役は、これらの文書等を常時閲覧することができる。  
当社は、適正な情報利用及び管理のため、代表取締役社長が委員長を務める情報セキュリティ委員会を設置する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出管理、新型インフルエンザ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うためリスク管理室を設置する。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定める。また、当社グループは、大規模な地震が発生したときに事業の継続を図るため、事業継続計画(BCP)を策定し、役員に周知する。なお、当社の内部監査室は、当社グループ各社のリスク管理体制に関して監査を実施する。当社は、代表取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会を設置し、取締役会の定める「リスク管理規程」に基づき当社グループの横断的リスク管理体制の整備を推進する。リスク管理室は、定期的に当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性及び影響度を分析・評価した上でリスク管理委員会に報告する。
4. 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な経営目標及び経営計画を中長期的な視点に基づいて定め、当社グループの取締役及び執行役員等の業務執行責任者が出席する「グローバル経営戦略会議」を活用しその進捗管理を行うなどして、その達成状況を監督する。加えて、当社は、執行役員制度を定款上の制度として定め、導入することで、当社の取締役会による経営監督機能の向上を図り、業務執行に関する役割と責任を明確化するとともに、意思決定、業務執行の迅速化を図り、目標達成のために各部門の具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。取締役会は、月次及び四半期ごとの進捗状況をレビューし、必要に応じて改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。また、当社はグループ全体の財務マネジメントに係る「THKグループ財務基本方針」を定め当社グループ共通の会計システム及びグループファイナンスを導入し、連結決算作業の早期化、資金管理の効率化を図る。当社グループの取締役の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、当社グループ各社が業務分掌および職務権限等に関する社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社グループの内部統制に関する担当部署としてリスク管理室を設け、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社取締役及び当社グループ各社の社長は、各部門の内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。また、当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社取締役会及び当社グループ各社の社長に報告するとともに、内部統制に関する事項についてはリスク管理室に報告する。リスク管理室は、内部監査室からの報告を受けて、必要に応じて当社グループ各社に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行う。また、財務報告の信頼性を確保する体制としては、当社グループを対象とする「財務報告に係る内部統制規程」を設け、整備及び運用を行う。  
当社は、定期的に当社グループの取締役及び執行役員等の責任者が出席する「グローバル経営戦略会議」を開催し、当社グループの取締役及び執行役員等の責任者から事業の状況及び重要な事項について報告を受ける。また、当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社グループ各社に対し当社への定期的な報告を義務づけている。
6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性、及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会事務局を設置し、専属の使用人を配置する。  
当社は、監査等委員会事務局に配置された使用人について、監査等委員会に係る業務のみを専属で行なわせるものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動その他の人事に関する事項の決定は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会専属の使用人に対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。
7. 当社グループにおける取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制  
当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。  
当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。報告の手段として、国内グループ会社の役職員が利用できるTHKグループヘルプラインにおいて監査等委員会を通報窓口として設置する。  
内部監査室は、監査等委員会が報告を求めた場合には、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。  
リスク管理室は、監査等委員会が報告を求めた場合には、当社グループにおけるTHKグループヘルプラインによる通報内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を報告する。  
内部監査室及びリスク管理室は、本基本方針が有効に機能するように、本基本方針で定めた事項の整備・運用状況を、取締役会において定期的に報告を行う。
8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人が、監査等委員会へ直接報告等をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。
9. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用について、当社に対し請求をしたときは、当該監査等委員である取締

役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、当社は、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用について、毎年、一定額の予算を設ける。  
当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行のために、独自に外部専門家を利用することを求めた場合、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が、代表取締役社長、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な連携を図ることができる体制を整備する。また、当社は、監査等委員会が、子会社の監査役と定期的な会合を開き、子会社の監査役との緊密な連携を図ることができる体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当会社の反社会的勢力排除に向けた体制を以下のとおり整備しております。

1. 当社は、「THKの基本方針」において「反社会的勢力とは断固とした姿勢で対応」することを宣言しております。
2. 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(以下、特防連)に加盟し、特防連等の主催する月例会等で情報を収集するとともに、経営戦略統括本部で情報の一元管理を行っております。
3. 当社は、反社会的勢力から不当要求があった場合には、経営戦略統括本部およびリスク管理室が対応することとしております。その際、所轄の警察署等と連携をとりながら、特防連の講習等に参加した経営戦略統括本部およびリスク管理室の職員が対応し、必要に応じて顧問弁護士を通じて法的手段に訴える等して断固とした姿勢で対応することとしております。
4. 当社は、反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力との取引等排除に関する覚書を締結するように努めております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

#### 1. 適時開示に関する当社の考え方

当社では、取締役会において決定した事項や関連各部署から報告のあった事項については、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則によって開示が要請されている重要情報、投資判断に影響を与えると思われる情報等について、適時・適切な開示を行うよう努めております。

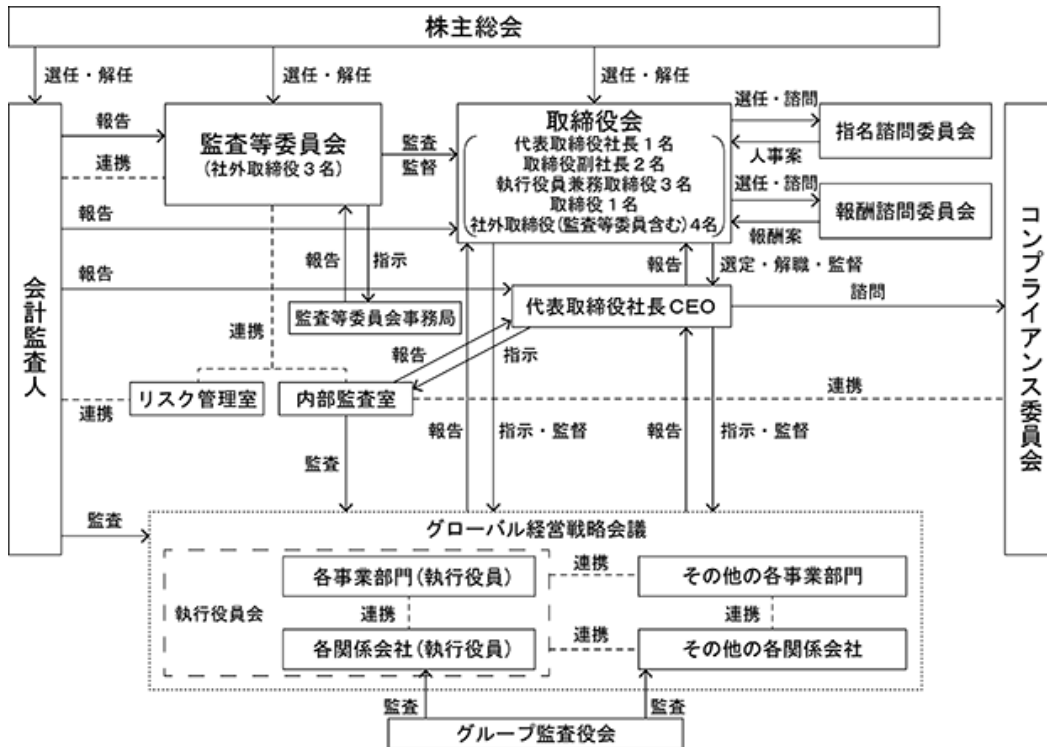
#### 2. 適時開示に係る社内体制

##### (1) 開示担当部署

当社における情報の適時開示は、経営戦略統括本部で行っております。

##### (2) 適時開示に関する社内体制

当社における決定事実、発生事実、決算情報等は全て経営戦略統括本部に情報を集約し網羅することとしております。経営戦略統括本部に集約した全情報は、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき開示判断を行い、重要情報、投資判断に影響を与えると思われる情報等については適時・適切に開示を行っております。



会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

